引っ越しの時には手続きをお忘れなく！

区役所の受付時間は、月～金曜日の午前８時45分からです。
なお、戸籍住民課では、３月28日㈬～30日㈮、４月２日㈪～４日㈬の受付時間を、午後７時まで延長します。詳細は本誌30ページをご覧ください。
表内の※は手続きの際に必要なものです。

項目	転出…市外へ引っ越す場合 （特に記載のないものは東区役所での手続き）	転居…市内で引っ越す場合 （特に記載のないものは転居先の区役所での手続き）	詳細
住所異動	**転出届** 新しい住所地を確認のうえ、引っ越し前に手続きしてください。転出証明書が発行されます。 ※本人確認ができるもの	**転入・転居届** 新住所の区で、転居後14日以内に届け出してください。新しい住所地は○番○号または○番地（枝番）まで必要です。※本人確認ができるもの	戸籍住民課
印鑑登録	**印鑑登録証の返還**（ご自分で処分することも可能） 転出届で自動的に廃印されます。印鑑登録証が必要な方は転出先で新たに登録手続きをしてください。	転入・転居届で自動的に住所変更されます。印鑑登録証は継続して使用できます。	戸籍住民課
転校（小・中学校）	今までの学校から在学証明書の発行を受け、移転先で転入届と一緒に提出してください。	**入校手続き** 今までの学校で発行された在学証明書と戸籍住民課で発行する**入校票**を、指定の学校へ提出してください。	戸籍住民課
国民健康保険	**脱退手続き、保険料の精算** ※転出届の際に戸籍住民課が発行する届出書、保険証、納付通知書	**住所変更手続き** ※転入・転居届の際に戸籍住民課が発行する届出書、保険証	保険年金課
介護保険	**資格喪失届**　※被保険者証 要介護認定の方は転出先で手続きが必要です。 ※受給資格証明書	**住所変更手続き** ※被保険者証	保険年金課
国民年金　加入者	第１号被保険者と任意加入の方は、転出先の市区町村へお問い合わせください。 第３号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要です。	第１号被保険者と任意加入の方は、転入・転居届で自動的に住所変更されます。 第３号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要です。	保険年金課
国民年金　受給者	転出先の市区町村に備え付けのはがきを、社会保険事務所に送付してください。	転居先の区役所に備え付けのはがきを、社会保険事務所に送付してください。	保険年金課
児童手当	**受給事由消滅届** 転出先では新規申請が必要です。※所得証明ほか	転入・転居届で自動的に住所変更されます。	保健福祉課
児童扶養手当	**住所変更手続き** 転出先では住所変更届が必要です。※手当証書	**住所変更手続き** ※手当証書	保健福祉課
特別児童扶養手当	道内へ⇒転出先で手続きしてください。※手当証書 道外へ⇒**住所変更手続き**　転出先では住所変更届が必要です。※手当証書	**住所変更手続き** ※手当証書	保健福祉課
各種医療費の助成	**受給者証の返還**　※受給者証 転出先では新規申請が必要です。※所得証明ほか	**住所変更手続き** ※受給者証、健康保険証	保健福祉課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	**住所変更届** 転出先でも手続きが必要です。	**住所変更手続き**	介護障がい担当課
身体障害者手帳 療育手帳	**福祉タクシー利用券、心身障害者福祉乗車証、自動車燃料助成券（４月以降に転出の場合）の返還** このほか転出先でも手続きが必要です。	**居住地変更届の提出** ※身体障害者手帳または療育手帳	介護障がい担当課
敬老手帳 敬老優待乗車証（敬老パス）	**敬老手帳、敬老優待乗車証（敬老パス）の返還** ※敬老手帳、敬老優待乗車証（期限内の未使用分は印鑑と通帳を持参して返金の手続きをしてください）	敬老手帳のご住所をご自分で書き換えてください。 敬老優待乗車証（敬老パス）は引き続き使用できます。	介護障がい担当課
原動機付自転車 125cc以下 小型特殊自動車	**廃車届**（廃車証明書を発行します） ※印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、本人（届出者）が確認できるもの	転入・転居届で自動的に住所変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	課税課
軽自動車・軽二輪 125cc超250cc以下	転出先の軽自動車協会で手続きしてください。	札幌地区軽自動車協会で手続きしてください。 （北区新川５-20、☎768-3955）	課税課
小型二輪250cc超	転出先の運輸支局で手続きしてください。	札幌運輸支局で手続きしてください。 （東区北28東１、☎050-5540-2001）	課税課
固定資産税	土地、家屋、償却資産の所在する市区町村へ住所変更の届け出をしてください（電話・はがき可）。		課税課

駐車場が大変混雑しています。ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

広　告　欄